

会 議 録 要 旨

1. 会議名称	令和2年度第3回恵庭市公営企業経営審議会
2. 開催日時	令和3年3月26日(金) 10時00分～11時30分
3. 開催場所	各対応場所及び恵庭市役所本庁舎202会議室(委員) 及び301・302会議室(職員)
4. 出席者名	<p>【委員】 宇野 二郎 新名 孝信 菅原 伸治 高橋 正樹 木村 尚司 野村 真弘 下原 千城 戸花 小夜子 橋本 千津子 水岡 純子 本多 利恵</p> <p>【市側】 (水道部長) 吉川 賢一 (水道部次長) 尾池 嘉治 (経営管理課長) 畑 拓哉 (同主査) 菊地 直子 (同主査) 横山 真澄 (同スタッフ) 高田 諒 (同スタッフ) 中村 知暉 (上水道課長) 萩原 由紀夫 (同主査) 赤泊 和幸 (同主査) 遠藤 美樹 (同スタッフ) 菅原 拓也 (下水道課長) 長屋 幸博 (終末処理場長) 高橋 光男 (同主査) 石丸 直稔</p>
5. 審議会の経過	<p>※以下は、事務局が発言の要旨を要約しており、いわゆるテープおこしをしたものではありません。</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 会長挨拶 宇野会長から開会にあたり挨拶</p> <p>(3) 委員紹介 ○任期途中の異動等で交代した野村委員より挨拶</p> <p>(4) 報告</p> <p>○令和3年度上・下水道事業会計予算の概要について ※経営管理課主査より説明</p> <p>○恵庭市「水道・下水道」専用ホームページの開設について ※経営管理課主査より説明</p> <p>○キャッシュレス決済の状況について ※経営管理課スタッフより説明</p> <p>○市外転出者の弁護士委託による未収金徴収委託について ※経営管理課スタッフより説明</p> <p>○上下水道管路台帳システムの構築について ※上水道課スタッフより説明</p> <p>○水道施設点検マニュアル及び修繕計画の策定について ※上水道課主査より説明</p> <p>○恵庭下水終末処理場の包括的民間委託について ※下水終末処理場主査より説明</p>

<質疑応答>

【上下水道事業予算概要・上下水道専用ホームページ・市外転出者の弁護士委託による未納料金徴収委託・キャッシュレス決済の状況について】

※コロナウィルス対策による時間短縮の目的から一括質問とした

(委員) 資料 4 の未収金回収委託の件数について、9 月の段階での未収は何件だったのか。

(説明員) 契約当時の未収金回収委託件数は 100 件であった。

(委員) 1 件当たりの金額が 9 月当初の段階では 10,000 円程度の回収だったものが、次第に回収件数も減っていると同時に、1 件当たりの回収額が低下し、4,000 円程度にまで下がってきている。時間をかければかけるほど、回収できる収入が減ることで弁護士のインセンティブが減っていくということになるが、この回収率についてどう評価しているのか。

(説明員) 市外転出者の弁護士委託は今年度初めて導入した未収金回収事業であり、契約期間後の 1 ヶ月で検証を進めている。委員が言われたように前半の 9・10・11 月が大幅に回収できたところから、12 月、1 月にかけて半分、半分と回収額が減少しているが、通常の委託契約であれば委託期間の半年で 50 万、1 年で 100 万という形で委託料が発生するところを、この委託に関しては実際に回収した 30 % を弁護士に支払うという内容になっている。それを考慮すると契約期間を短く設定して行う委託、長く設定して行う委託、金額的には変わらないと考える。実績に即した金額 30%を支払うということになっているため、できるだけ多くの債権について回収していただきたいという願いはある。

来年度も同じ方式での契約を考えているが、また来年度に検証を行い、期間についても検討していく。

(委員) 水道料金の消滅時効は 5 年ですが、この未収金については、今後も 5 年間ずっと継続してこのような債権回収を試みる予定か。

(説明員) 水道料金の時効は法改正が昨年 4 月 1 日にあり、これまでの債権に関しては時効を 2 年として取り扱っている。現在、新規のものに関しては、改正された民法に沿って 5 年で取り扱っている。水道料金の債権についての時効は相手の援用が必要となるため、それがない限り催告を行い、債権を回収していく。

(委員) 新規の対象者は 9 月から 2 月までの間で恵庭市外に転出している方が対象なので、毎月滞納者が発生すると思われるが短い間に委託を継続した方が回収率は上がるのではないか。

(説明員) 委員がおっしゃったとおり令和 3 年度についても継続した内容で業務委託を考えている。さらに市外転出者に対する業務にかかわらず、市内にいる方への対応方法についても、事務局としてどのように対応していくのか様々検討を重ねて未収金を多く回収できる方法を模索していく。いずれにしても委託契約は継続していく方向で考えている。

(委員) 今、私が申し上げたのは、9 月に 100 件の対象者を委託しているが、そうではなく、毎月滞納者が発生するのであれば、毎月委託をしてはどうかとい

うことである。

(説明員) 毎月というとは一年間継続した形ということだと、捉えさせていただくが、今回の契約は昨年 9 月から新たな事業として展開しているが、令和 2 年度 2 月末をもって契約を終える。令和 3 年度については今の契約から継続した形で 4 月から 3 月までの継続した契約を検討している。

(委員) 今委託している対象者は、昨年 10 月から滞納が発生している方か？

(説明員) 令和 3 年度に委託する対象者は、令和 2 年度に債権を回収できなかった方と今現在未納となっている方の分である。

(委員) 私が申しあげたのは、今回 100 件の対象者を委託しており、それは 9 月以前の対象者の合計だと思うが、それでは 10 月以降の対象者が残っているのではないか？

(説明員) 令和 2 年度に委託している部分は 9 月までの対象者である。令和 3 年度の委託に関しては、その後発生した未納者方も含めての委託となる。

(委員) その発生した未納分もなるべく早いうちに対応した方が回収率は上がるのではないか。

(説明員) 承知した。委託の仕方について委託先と協議し、方法を検討していきたい。

(委員) 資料 2 中の 2. 専用ホームページの概要の中の「なお、」以降について、「1 月 29 日にデータの削除をしております。」と記載されているが、何のデータを削除したのか？

(説明員) 専用ホームページは令和 3 年 1 月 4 日に開設しており、既存の恵庭市のホームページの中の上下水道という分野に 1 月末まで同じ情報を掲載していたが、1 月 29 日をもって恵庭市ホームページの情報について削除したという意味である。その時点で専用ホームページのみの掲載へと運用を移行した。

(委員) 資料 3 のコンビニの収納状況についての件数が 33,000 件とあるが、全市民を扱っていると 7~8 万件あるのかと思うが、コンビニへの振り込みなどの納入通知書払いが何件、口座振替は何件、全体であったのか。

(委員) 1 月末現在の数値で、口座振替の件数は 117,890 件、納付書払い 42,211 件、口座払いの割合が 73.63%、納付書払いの割合が 26.37%という比率になっている。納付書については複数の決済方法があり、コンビニ払いが 32,929 件、PayPay 等のバーコード決済が 863 件、残りが 8,419 件がその他での支払いとなっている。割合でいうと、コンビニでの支払いの割合が 78%、バーコード決済等が 2.04%、その他が約 20%となる。

【上下水道管路台帳システムについて】

(委員) 5 点ほど質問する。

1 点目は資料 5 の 1 枚目の 2. システム構築概要の④のデータの分散保管についてだが、この分散保管とはバックアップを保管するのか、それともリアルタイムに修理したデータなどを入力すると、2 ヶ所のサーバーに反映されて保管されるのか、それともその両方なのか。またデジタルデータの保管のほかに紙ベースでの保管を

考えているのか。

2点目は3番の事業費だが、初年度は61,100千円を初期費用として考えていると思うが、2年目以降にかかるランニングコストについてはどのように考えているか？

3点目が資料の3枚目の中央付近に人の形をした絵の横にペンのような絵はタッチペンをイメージしたものなのか？

4点目は、資料3枚目の図に左側にデータサーバーとクライアントの絵があるが、物理的にこれはどこに置くのか。図に描かれている線が何を意味する線でサーバーとクライアントをつないでいるのか物理的な話をお聞きしたい。

5点目は、入力方法について、図右側にタブレットが6台あるが、現場でタブレットを見て、データの参照はできると聞いたが、現場の工事した内容は紙で持ち帰るなどして、クライアントの端末からの入力とタブレットから直接の入力どちらか。

(説明員) 3点目の図中央の鉛筆のようなマークはタッチペンを表している。実際はタッチペンを使わずに指での操作も可能であることを想定している。

5点目について、図で6台あるタブレットのうち4台が現場持ち出し用となっており、現場で確認した異常部や工事内容について書き込みができ、事務所と損傷の具合や復旧方法について情報共有を図るというものになっている。

(説明員) 1点目のデータの分散保管については、恵庭市内のデータセンターにサーバーを置き、そのほかに市内にもう一か所サーバーとバックアップの「NAS」というものを置く場所があり、2か所にデータを保管する。2か所の保管データについては同時にデータの更新がなされているもので、そのデータに抽出をかけたものをクラウドセンターへ保管することとなる。そのため3か所でデータを保管することとなる。リアルタイムでデータ保管するところは恵庭市内2か所となるが、クラウドセンターは定期的にデータを更新していくことになる。

また、今回は公募型のプロポーザルでの業者選定となり、契約先によって多少仕様が異なる場合もあるため、プロポーザルで決定後業者と内容を精査していくこととなる。

2点目のランニングコストについて、保守費用については契約する業者と保守委託契約を結ぶこととなが、現在3社で見積もりを取っている中ではおよそ400~500万円の維持費が必要となることが想定される。

4点目のデータサーバーとクライアントサーバーの接続について、システム仕様のイメージの内容については恵庭市内にデータサーバーと恵庭市のクライアントが専用回線につながれており、データのやり取りを行うことを示している。データセンターに送られたデータについては、別のインターネット回線を使用し、データセンターからクラウドへ転送するという形になる。

(委員) 確認だが、管路台帳システムの構築というのは、今までの資産台帳に不備があったことが前提なのか。

(説明員) 今の資産台帳に不備があるわけではなく、水道法上認められていたものが、平成30年12月の法改正に伴い、内容が細分化されたことによる構築である。

(委員) バージョンアップということか。

(説明員) そうである。災害等もあり、細分化した情報に関しても管理するよう国からも指示があったため、資料のような内容になる。

(委員) データの分散とは災害への対応のためかと思うが、市内で分散してもあまり意味がないのではないか。

(説明員) データについて、蓄積は恵庭で行われるが、クラウド化する部分については道外のデータセンターを想定している。

(委員) 今回の台帳システムの構築にあたって、それは恵庭市単独で考えて開発しなくてはならないものなのか、それともある程度パッケージ化されたものを想定しているのか。台帳システムの導入が義務化されている点から、今後、他団体も導入していくと思われ、共同化していく方が全体的なコストも下がると思うが、その点の見込みはどうか。

(説明員) 今回のシステムに関しては、パッケージ化されているものを使用することで仕様に組み込んでいる。又、ある程度恵庭市が使いやすいようにカスタマイズを行うこととなり、現在検討している仕様として近隣の市町村も近年導入しているようなシステムを恵庭市も導入していくことを想定している。

(委員) 元々あるものを導入するのでコスト的にもある程度抑えられていると考えてよいか。

(説明員) そうである。

【水道施設点検マニュアル及び修繕計画の策定について】

(委員) 資料 6 の 3. 対象施設の中の緊急貯水槽一ヶ所は道の駅に設置されたものという認識でよいか。

(説明員) そうである。はなふる内に設置されている緊急貯水槽一ヶ所となっている。

(委員) 何年か前に審議会で 2~3 か所緊急貯水槽を作るということを伺ったと思うが、今年の資本的収支の中に新しい緊急貯水槽の整備があるのか。

(説明員) 現在の計画としては令和 4 年度以降に整備することを考えている。

(委員) あと、2ヶ所作るということでよいか。

(説明員) 今後の計画としては、現時点ではあと 3 か所整備する予定である。

(委員) 全部で 4ヶ所ということによろしいか。

(説明員) そうである。

【下水終末処理場の包括民間委託について】

(委員) 1 点目は、参考資料 3 ページ目の表 10、委託者のデメリットの部分について、「市の職員が施設の現状を把握できていない」、「技術継承の課題」などがあるが、他の市町村と同じように恵庭市もデメリットがあるのか。

2 点目は、参考資料 3 ページ目の表 10 について抜粋と記載があるが、どのような基準で市町村を決めたのか。またここに載っていない市町村についてはどのような課題があるか。

<p>(5) 今後のスケジュールについて</p>	<p>(説明員) 1 点目は、恵庭市も同じような課題があるが、研修や講習会に積極的に参加し、問題の解決に努めていく。 2 点目に関しては、「抜粋」とは 6 つの終末処理場に対する質問への回答について抜粋という意味で記載している。</p> <p>○審議会委員の改選について ※経営管理主査より説明</p>
<p>(6) その他</p>	<p>○報酬の支払について ※経営管理主査より説明</p> <p>○LINEPay の支払いに関する市の対応について ※経営管理課長より安全の確認ができるまで 4/1 より当面停止について説明</p>
<p>(7) 閉会</p>	<p>終了時間 11:30</p>